

令和2年11月19日	
所 属	生活安全課
所属長	木下 禎章
電 話	06-6489-6502

「警戒区域における尼崎市民の安全確保について」の申し入れ

尼崎市は、11月19日兵庫県警察に対して、市民生活の安全を確保するため、次の通り要望しましたのでお知らせします。

市域においては、特定抗争指定暴力団に指定された6代目山口組と神戸山口組に対して、暴力団対策法に基づく警戒区域として措置が取られているところですが、11月に2件の発砲事件が連続発生するなど、市民の不安が高まっています。

今後、兵庫県警察と協力しながら、本市でも暴力団排除に向けた情報発信や安全パトロールなどを実施していきます。

1 日時

11月19日(木)午後1時30分

2 場所

兵庫県警察本部

3 内容

「警戒区域における尼崎市民の安全確保について」(別紙参照)

以 上

尼生安第6360号
令和2年11月19日

兵庫県警察本部
本部長 吉岡 健一郎 様

尼崎市長
稲村 和美

警戒区域における尼崎市民の安全確保について

尼崎市域においては、特定抗争指定暴力団に指定された6代目山口組と神戸山口組は、暴力団対策法に基づき警戒区域としての措置が取られているところですが、本年11月には、2件の発砲事件が連続して発生するなど、市民の不安が高まっております。

特に11月18日未明に発生した事件では、法により使用が禁止される施設ではなかったことを重く受け止めております。

については、次の内容について、対処していただきたく要請させていただきます。

1. 暴力団の抗争事件が市内で再発しないよう、最大限の警戒を行うこと。
2. 警戒区域内における使用禁止の対象とならない暴力団組事務所についても関係法令を積極的に適用し、暴力団排除をより一層進めるなど対策を強化すること。また、居宅についても警戒対象とすること。
3. 必要な対策が実施できるよう関係法令の改正も含めた検討を行うこと。

なお、本市といたしましても、市民生活の安全を確保するため、暴力団排除に向けた情報発信や住民意識の向上、安全パトロールの実施など、警察行政にも協力してまいります。

以上
(生活安全課)